

# ○高鍋町介護人材育成支援事業補助金交付要綱

令和6年11月1日

訓令第77号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員の技術や能力の向上を促進することにより、介護サービス事業所の介護職員の確保及び定着率の向上並びに事業所の質的向上を図るため、町内の介護サービス事業所で就労する介護職員の研修費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和47年高鍋町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第40条及び第52条に規定する保険給付の支給対象となるサービスをいう。
- (2) 対象事業所 町内で介護サービスを提供する事業所をいう。
- (3) 研修等 次に掲げるものをいう。
  - ア 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23第1項に規定する研修
  - イ 介護支援専門員実務研修 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修
  - ウ 介護支援専門員更新研修 法第69条の8第2項に規定する更新研修
  - エ 主任介護支援専門員研修 省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修
  - オ 主任介護支援専門員更新研修 省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修

## (補助対象者)

第3条 補助対象者は、対象事業所に就労している介護職員及び介護支援専門員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象者としない。

- (1) 住所地の市町村民税（固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を含む。）及び介護保険料（第1号被保険者に係る分に限る。）の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助の対象として適当でないと認める者

## (補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条第3号に該当する研修の受講料、受講手数料（研修テキスト代を除く。）その他町長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第2条第3号アにあっては対象経費と100,000円のいずれか低い額、同号イからオまでにあっては対象経費と50,000円のいずれか低い額とする。ただし、他の助成制度による補助金等の支給を受けている場合は、当該助成金等の支給額を対象経費から差し引いた額を補助額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象事業者は、規則第3条に規定する書類に次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 納税証明書(町内に住所を有する者で、同意書(別記様式)により納税状況調査に同意する場合は不要)
- (2) 雇用証明書
- (3) 研修の案内資料、受講料の請求書等、補助対象経費の金額を示すもの
- (4) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 交付決定通知を受けた補助対象者は、研修が完了した日から起算して30日を経過した日又は研修が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 受講した研修において当該年度内に終了した修了証明書又は受講証明書の写し
- (2) 研修の実施期間が発行した受講料の領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消等)

第8条 町長は、規則第9条の規定のほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、その決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) その他交付決定の内容又は条件に違反したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

## 同 意 書

高鍋町介護人材育成支援事業補助金交付要綱第5条の規定による補助金を受けるにあたり、同要綱6条の規定による税等の状況把握において、高鍋町が確認されることに同意します。

高鍋町長 黒木 敏之 様

令和 年 月 日

【研修受講（予定）者】

氏名